

自然公園における自然環境データの整備について

(懇談会事務局による中間整理表)

【前提】

- ▶ 高度経済成長期やバブル期と比べ、我が国の自然環境の量的変化は安定化の傾向にあるが、気候変動、移入種、公園利用の集中などが自然景観や生態系に質的变化を及ぼす危険性は依然として存在
- ▶ 自然公園の保安全管理、より深い自然体験の提供のみならず、我が国の生物多様性保全の徹底を期するためには、生物多様性保全の屋台骨としての国立公園においても自然環境が変化することを前提として、それらの最新の状況を継続的に把握することが不可欠

分類	テーマ	方針
目的	・自然環境データ整備の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全の屋台骨である国立公園を適切に保安全管理するため、科学的根拠として自然環境データを公園毎に整備 ・その際、自然景観の保護、生物多様性の保全、公園の適正利用など、様々な角度から公園の価値、資質を見直しつつ、社会経済的な指標も含め、継続的に監視 ・これにより、公園の保全対象としての自然環境の変化を的確に把握し、迅速に保全措置を講ずるとともに、良質な公園サービスを提供
計画論	・政策と自然環境データ	<ul style="list-style-type: none"> ・公園毎の保全戦略の策定（保全対象の明確化など）に留意しつつ、自然環境データを整備 ・特に、二次的自然の扱い、自然の遷移や自然災害への対応など、地区の特性に応じた保安全管理の目標を定めるため、政策決定、合意形成の基礎として科学的データを整備 ・対症療法的な課題対応のみならず、予防的対応として自然環境の変化・劣化の前兆、進行・回復具合を捕捉
整備技術論	・科学的データの蓄積・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象の景観、生態系の変化を体系的・継続的に把握するため、モニタリングの実施計画を策定し、情報の収集・更新体制を確保 ・研究者・NGO等の協力も得て、情報の共有・連携・ネットワーク化を図るとともに、グローバルな情報として積極的に発信 ・モニタリングサイト 1000、自然再生事業調査など他の自然環境データ整備事業と効果的に連携

【テーマに応じた方針の具体化】

- ・上記の方針を踏まえ、モニタリングサイト 1000 などの事業との連携や、各種モニタリング調査のベースとなる自然環境のインベントリ（目録）の整備などにより、国立公園における自然環境データの整備を推進